社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子による社会保障制度改革の工程表(平成29年度まで)

		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
少子化対策		※ 勿冊供 李 :	-子ども・子育て支援法に基づく保育緊急 -社会的養護の充実 -本芸が等株後は206年度ままでの時限立法)		給付及び地域子ども-子育て支援事業(*	・ 会:待機児童解消加速化ブラン)
		※次世代育成支援対策推進法(26年度末までの時限立法)の延長を検討 現行医療計画(~29年度) * 30年度~次則医療				
医療制度	医療サー ビス等の 提供体制	必要な措置を29年度までを目途に順次講ずる				
		▲ 一環とし	て法律案の26年通常国会への提出を目	- 指す		:
		【検払事項】	①病床の機能分化・連携及び在宅医療・在宅 ・病床後能に関する情報を電道府県に損告 ・地域保保でジョンの栄定及びこれを実現す	する制度の創設	・ 派たな対文支援の制度の創設、診察報所 ・ 医療法人間の合併、確利の移転に関する②地域における医師、看護職員等の確保及	る制度等の見直し
			(必要な病床の適切な区分の設定、都道府		③医療職種の業務範囲及び業務の実施体	
	医療保険			・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	年度までを目途に順次講ずる	
		▲ 法改正が必要な措置について法律案の27年通常国会への提出を目指す ×支援金等の現行の特例措置が26年度末で終了				
		【検引事項】	●医療保険制度の財政基盤の安定化・四保の財政支援の拡充・国保の保険者、遺営等の全り方に関し、上国保の財政上の構造的な問題を解決するとして都道所具が担うことを基本としつつ、「等に関する主区町村の積極的な役割が果に役割分担するために必要な措置・平成25年健保法等数正法時則2条に規定(協会けんばの国連消功率や高齢者の実施、上記措置の実施状況等を踏まえ、高齢者所	こととした上で、医保の財政運営を始め 保険料の賦課徴収、保健事業の実施 たされるよう部道府県・市区町村で適切 する所要の提置 素の費用負担の在り万)	②保険料に係る国民の負担に関する公平の ・国保・後期高齢者医療制度の低所得者の ・後期高齢者支援企の全面総報期書の導 ・所得水準の高い医保組合に対する国家 ・国保の保険料の臓器限度額・被目者保障 ③保険給付の対象となる療養の範囲の適正 ・低所得者の負担に配慮しつつずう、70-7 ・医療港低施費打互情の機能の分担や在に関する給付の見直し	の保険料負担を軽減する措置 人 付助の見立し 検の標準報酬月額の上限額の引上げ 近等 ご歳の一部負担金の取扱い及び 負担の観点からの高額療養費の見ごし
	難病対策・ 小児慢性 特定疾患 対策		必要な措置を26年度を 目途に講ずる D26年通常国会への提出を目指す			
		▲ 本件業 【検乳事項】		: 肖 ・公平かつ安定的な医療費助成の制息	广· 37 下午 - 1	
			新介護保険事業計画(~26年度)	・ 公下がり女だらな医療負助成の間の	第6期介護保険事業計画(~29年度)	:
介護保険制度			の26年通常国会への提出を目指す	必要な措置を27年度を 目途に講ずる	- ALL STATE OF THE	
		【検討事項】	①地域包括ケアシステムの構築に向けた地域 ・在宅天療・在半介護の連携の強信 ・高齢者の生活支援・介護予防に関する基理 ・認知症に係る施策 ②地域支援事業の見直しと併せた地域の実情 ※後期高齢者支援金の全面総報酬判に係る	金字備 情に応じた要支援者への支援の見直し	③一定以上の所得を有する者の利用者負担 ④いわゆる補足給付の支給の要件に資産を ⑤特別養護老人ホームに係る施設介護サー ⑥低所得の第一号被保険者の介護保険料 ⑦介護報酬に係る適切な対応の在り方 息について検討し、必要な当置を選ずる	と勘案する等の見直し ービス費の支給対象の見直し
公的年金制度			■基礎年金の国庫負担割合の 2分の1への恒久的な引上げ ■遺族基礎年金の支給対象の拡大		支援給付金の支給 金の受給資格期間の短縮	
		【検訓事項】	①マクロ経済スライドに基づく年金給付の額の ②短時間労働者に対する厚生年金保険・健康	保険の適用範囲の拡大 ④高所得者の	ける職業生活の多様性に応じ、 一人一人のお 年金給付の在9方・公的年金等控除を含めた4 か、必要に応じ行う見直し	

[※] 本工程表は、「社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく[法制上の措置しの骨子について」(平成25年8月21日間脳決定)に座り込まれた講ずべき社会保障制度改革の措置等のうち、講ずる時期等が明示されている措置や検討事項の内容について記載したものである。